

インフルエンザ出席停止期間早見表

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と変わりました。

発症した日から数えると6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されます。

例	経過	発症日	発症後					発症後5日を経過した後		
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
Aさん 	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日後	発症後5日目	登校可能日		
		出席停止期間								
Bくん 	発症後2日後に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能日		
		出席停止期間								
Cさん 	発症後3日後に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能日		
		出席停止期間								
Dさん 	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能日	
		出席停止期間								
Eくん 	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能日
		出席停止期間								

* 出席停止期間中は、自宅で安静に過ごしましょう。

別表 学校感染症と出席停止（療養期間）の基準

※ 第3種「その他の感染症」については、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の様態等を考慮して、出席停止の指示をするかどうか判断する。

分類	病名	出席停止の基準（療養期間）
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）など	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（季節性）	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで（発症日を0日）
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、軽快後1日が経過するまで（発症日を0日）
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺の主張が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	咽頭結膜炎	発疹が消失するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（例）※	適正な抗菌剤治療開始後、24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		A型・E型：肝機能正常化後登校可 B型・C型：出席停止不要
		発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		出席可能（プール、入浴は避ける）

なお、第1種および第2種の感染症については、以下の場合も出席停止とすることができるとされている。

- ①第1種もしくは第2種の感染症患者のある家の居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いのある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ②第1種または第2種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ③第1種または第2種感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間